

同居する男性によるDVから逃げたいという障がいのある女性の相談・支援

■人権キーワード

- ・ 女性（DV）、障がい者

■相談の主訴

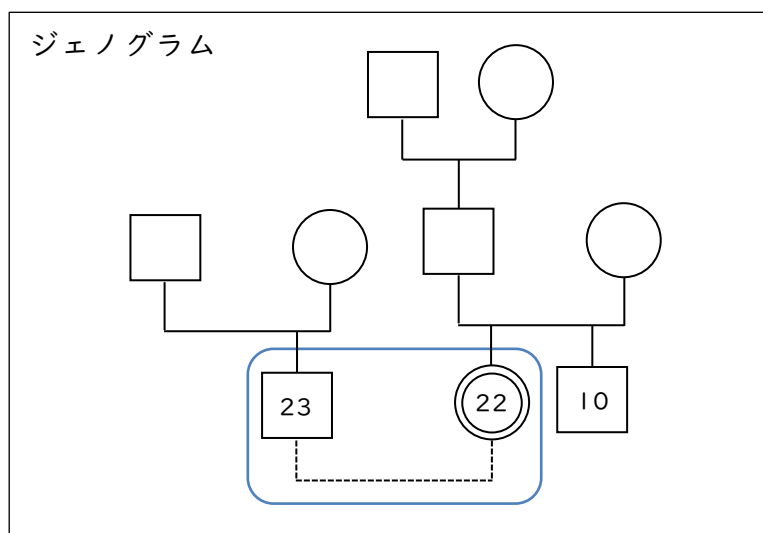
- ・ 相談者は、同居する男性からDVを受けており、避難したいと考えている。しかし、聴覚障がいがあり、また現在妊娠中であるため、どうすれば良いか分からない。

■相談者

- ・ 22歳、女性。聴覚障がいがあり、手話と筆談でコミュニケーションを行なう。
- ・ 他市の出身で、特別支援学校卒業後に地元で就職するも、SNSで知り合った聴覚障がいのある男性と交際するために実家を出て、同棲を開始した。現在妊娠中で、無収入。
- ・ 同棲当初より男性から束縛や身体的暴力を受けるようになった。
- ・ 以前は療育手帳を所持していたが、本人は家族が勝手に申請したと考えており、納得していなかったため、更新していない。

■家族状況

- ・ 実家に、両親と父方の祖父母、年の離れた弟（10）がいる。
- ・ 母のみ手話が可能。他の家族とは筆談でコミュニケーションをとるため、相談者は家庭内に居場所が無いと感じている。
- ・ 相談者本人は家族との関係よりも、学校時代の友だちや聴覚障がい者同士のコミュニティ、SNSでの交友関係などを優先する傾向がある。
- ・ 同棲相手は23歳、男性。聴覚障がいがあり、手話・筆談でコミュニケーションをとる。療育手帳所持。現在無職で、両親の援助で生活している。



■相談に至った経緯

- ・保健センターが特定妊婦として相談者と関わるなかで、同棲相手からのDVが明らかになったため、保健センターより人権相談員へ相談への同席を依頼された。

■相談内容・相談者の状況等

- ・相談者の妊娠後も同棲相手からのDVが収まらないため、家出を決意した。
- ・SNSで知り合った他県の知人宅に避難しようとしたが、スマートフォンのGPS機能などにより同棲相手に居場所を知られてしまったため、捕まらないよう急遽大阪へ戻ってきた。
- ・相談者は混乱しており、今後の生活についてすぐには考えられないが、行き場所が無いため、緊急の対応が求められる状況である。

■対応

- ・万が一に備えて相談者に聴覚障がい者専用の緊急通報メールシステムについて説明し、利用を勧めた。
- ・他県の知人宅への避難に際しては、避難先で早急に妊婦検診を受けるために住民票の移動や保健所間の情報共有が必要であることを説明し、必ず避難先を知らせるよう伝えた。
- ・帰阪後は、一時保護施設への入所を勧めた。相談者は入所を頑なに拒否していたが、自身の身の安全を最優先するよう説得し、入所に至った。
- ・関係者でケース会議を複数回実施し、相談者の生活力や経済力を考慮すると、今後の生活や出産後の育児のためにも実家に戻ることを勧めるとの見解で一致した。
- ・相談者に、実家に連絡する必要があることを説明し、了解の上で、相談者の実母と連絡を取り合った。
- ・相談者が実家に戻り、家族のサポートの下で出産・育児を行いたいとの意思を示したため、実母と一緒に実家へ帰ることが決まった。
- ・相談者と実母に、接近禁止命令の申し立て手続きに関する説明や、身に危険が迫った場合は警察に通報することなどを助言し、実母からの依頼により地元の警察のDV担当部署へ情報提供がなされた。

■評価および今後の課題

- ・聴覚障がい者専用緊急メールシステムの利用を通じて、警察・消防署との連携を確認することができた。
- ・ケース会議を複数回実施し、関係者・機関の緊密な連携関係の下で支援策を検討・実施することができた。
- ・一時保護の実施や地元の警察への連絡により、相談者の安全を確保し、また、相談者の説得や実家への連絡により、新生活へのスムーズな移行を支援した。

- ・ 直接的な支援は一旦終了するに至ったが、今後も地域の資源を活用した中長期的な見守りや支援が必要とされる事例である。
- ・ 同じ障がい者同士のコミュニティは閉鎖的かつ強いつながりとなっていることもあるため、DV事例などの場合、そのつながりに配慮した支援が求められる。
- ・ DV被害者が妊婦である場合、特定妊婦の指定や養育支援訪問事業などの妊産婦期からの出産・育児支援と、障がい者分野の支援を結び付けていくことが重要である。

■連携が想定される資源・利用が想定されるサービス等

- ・ 大阪府女性相談センター
- ・ 大阪府内の子ども家庭センター、配偶者暴力相談支援センター
- ・ 大阪府内の保健所、保健センター
- ・ 市町村の人権担当部署
- ・ 市町村のDV支援担当部署
- ・ 市町村の住民基本台帳事務担当部署（住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の実施）
- ・ 市町村の福祉事務所、障がい福祉担当部署
- ・ 大阪府警の生活安全担当課
- ・ 大阪府内の障害者就業・生活支援センター
- ・ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）
- ・ 隣保館、人権文化センター
- ・ 市町村人権協会